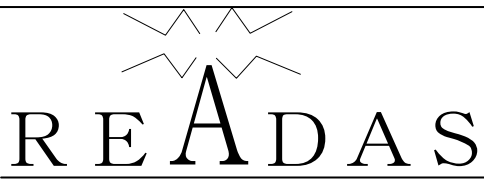


第 5314 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月18日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 特定居住用小規模宅地等の適用を受ける場合

**Q**：被相続人が、老人ホームに入っている場合でも特定居住用小規模宅地等の適用が受けられる場合があるとか。その場合には、何か書類が必要になりますか？

**A**：次の書類を添付しなければなりません。

### 【解説】

特定居住用小規模宅地等の適用は、被相続人が要介護状態等になり老人ホームに入所した場合等一定の場合に受けられることとなっています。

ただし、この場合には、これを証明する次のような書類を添付しなければなりません。

- ①介護保険の被保険者証の写しや障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が要介護認定もしくは要支援認定又は障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類
- ②入所時の契約書の写しなど、次のいずれかに該当することを明らかにする書類
  - (イ)老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
  - (ロ)介護保険法に規定する介護老人保健施設
  - (ハ)高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅
  - (ニ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限る）又は共同生活援助を行う住居

